**公益財団法人愛知県農業振興基金**

**農地中間管理機構遊休農地解消緊急対策事業実施要領**

（目的）

第1　この要領は、公益財団法人愛知県農業振興基金（愛知県農地中間管理機構。以下「基金」という。）が行う遊休農地解消緊急対策事業（農地集積・集約化等対策実施要網（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依令通知、以下「実施要綱」という。）第3の2の事業（以下「事業」という。））の実施に関し必要な事項を定める。

（事業内容）

第2　基金が農地中間管理事業により、使用貸借で10年以上借り受けた遊休農地を草刈り等の簡易な整備により解消する。

（対象農地）

第3　農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第８条第２項第１号に規定する「農用地区域」をいう。）内の農地のうち、基金が農地中間管理権（使用貸借のみ）を10年以上設定し、借り受けた遊休農地（農地法第32条第1項第1号に該当する農地のうち「農地法の運用について（平成21年12月11日付け21経営第4530号農林水産省経営局長、21農振第1598号農林水産省農村振興局長）」の第3の1の（3）のアの（ウ）のaに規定された「人力・農業用機械で草刈り・耕起・抜根・整地等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる農地」をいう。）。

2　前項の遊休農地は、借受け・解消した年度内に貸付け・活用が見込まれるもの。

（整備内容）

第4　遊休農地の解消のために実施する簡易な整備の内容は、草刈り、除礫、伐根（但し、農業生産を目的に新植・改植された樹木は除く。）、耕起・整地とする。

（事業の申請）

第5　基金は、事業の実施を希望する耕作者等（以下「申請者」という。）から事業の実施に係る申請書（様式第1号）及び地権者の承諾書（様式第2号）等を徴取し、申請内容を確認の上、予算の範囲内で事業を行うものとする。

2　申請書の提出期限は、基金が当該農地を借受けた後であって、基金が別に定める日までとする。

（事業の実施）

第6　基金は、事業の実施を決定した時は、決定通知書（様式第3号）により速やかに申請者に対して事業実施の決定を通知する。また、事業を実施しない場合は、不実施決定通知書（様式第3号）により申請者に対して事業の不実施を通知する。

2　事業の実施に当たっては、国の補助制度（実施要綱の別記2に示された交付単価（以下「国交付単価」という。）を上限とする。）を活用するものとする。

（費用負担）

第7　事業に要する経費のうち、国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額を超過した分については、申請者の負担とする。

（負担金の徴収等）

第8　事業に係る申請者の負担金は、第4の整備に要した経費から国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額を差し引いた額とする。

2　負担金は、事業完了後に精算し、基金から直接申請者へ請求する。

3　基金は、負担金の支払遅延があった場合は、災害その他のやむを得ない事由による場合を除き、支払うべき額につき延滞日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年12月12日法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率の割合で計算した延滞金を申請者から徴収するものとする。

（作業委託）

第9　基金は、耕作者等に対して、事業の一部を作業委託することができる。

（完了確認及び貸付け）

第10　基金は、事業が完了したときは、申請者立ち合いの上事業完了の確認を行う。

2　基金は、完了確認の後、当該農地を耕作者へ引き渡すものとする。

（事業の条件）

第11　基金は、借受基準を満たさない場合や簡易な整備による解消が困難と判断する場合等、当該農地の状況により事業を実施しないことがあること。

2　事業を実施した農地については、農地中間管理権の設定期間中、原則として解約には応じないこと。

3　なお、やむを得ず解約する場合は、事業に要した費用のうち国交付単価に本事業の対象となる遊休農地の解消面積を乗じた額の支払を求めることがあること。

（その他）

第12　この要領に定めない事項については、理事長が別に定めるものとする。

附　則

この要領は、令和6年1月25日から施行する。